東京都
総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度に向けた説明会

資料No.1

総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）に関する各種動向等について

日本スポーツ協会
Japan Sport Association

地域スポーツ推進部　クラブ育成課

令和元年８月６日

本日の流れ（目次）

１．総合型クラブの概要と現状

１－１ 総合型クラブの概要

１－２ 総合型クラブの育成状況

１－３ 総合型クラブの現状

２．国（スポーツ庁）関係の情報

２－１ 第2期スポーツ基本計画

２－２ 登録基準に関する考え方（参考）

２－３ 平成29年度スポーツ政策調査研究
（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）

２－４ 平成30年度スポーツ活動支援事業
（総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援推進事業）

２－５ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

３．日本スポーツ協会関係の情報

３－１ 日本スポーツ協会の概要

３－２ 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について−ジュニアスポーツを中心として−」

３－３ 総合型クラブ登録制度の検討状況

1－1　総合型クラブの概要＊スポーツ庁説明資料

地域住民

クラブの運営への参画（クラブマネジャー、指導者、ボランティアスタッフなど）

会員として活動への参加

地域住民の自主的・主体的な運営

「総合型」＝3つの多様性
多種目・多世代・多志向

会費を支払う（受益者負担）

- ●自分のやりたい種目に
- ●複数の種目に

多種目

- ●幼児から高齢者まで
- ●親子で、家族で、仲間と

多世代

- ●自分が楽しめるレベルで
- ●自分の目的に合わせて

多志向

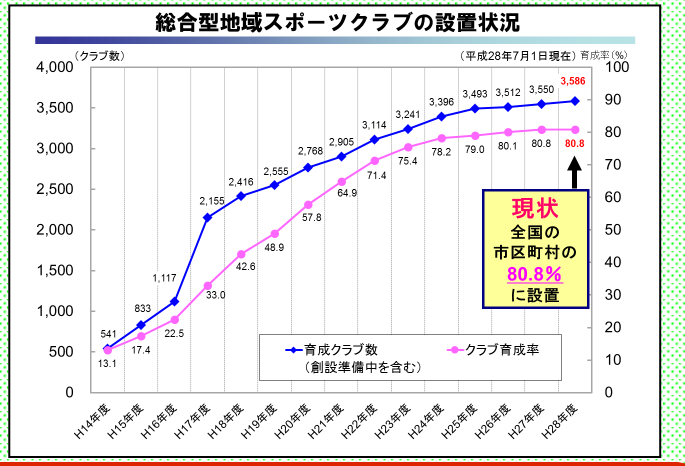

総合型地域スポーツクラブ

－多種多様な事業の展開－

定期活動
- ・スポーツ教室、スクール
- ・サークル活動
（文化的活動含む）等

不定期活動
- ・医師による健康相談
- ・指導者講習会
- ・スタッフ研修会　等

クラブ運営の要となるクラブマネジャー

会員の交流拠点となるクラブハウス

学校施設・廃校施設等を定期的・継続的な拠点として利用

連携・交流事業
- ・会員の世代間の交流を図る行事やイベント
- ・クラブ指導者の派遣による学校の授業・部活動への支援
- ・地域住民全体を対象としたイベント　等

≪クラブ設立の効果≫
- ● 元気な高齢者が増えた
- ● 地域住民のスポーツ参加機会が増えた
- ● 地域住民間の交流が活性化した
- ● 世代を超えた交流が生まれた　等

- ・地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」が実現
- ・運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与
- ・学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

スポーツ庁資料

１－２　総合型クラブの育成状況

○クラブ育成数は近年横ばい
○クラブ育成率（全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合）は約8割

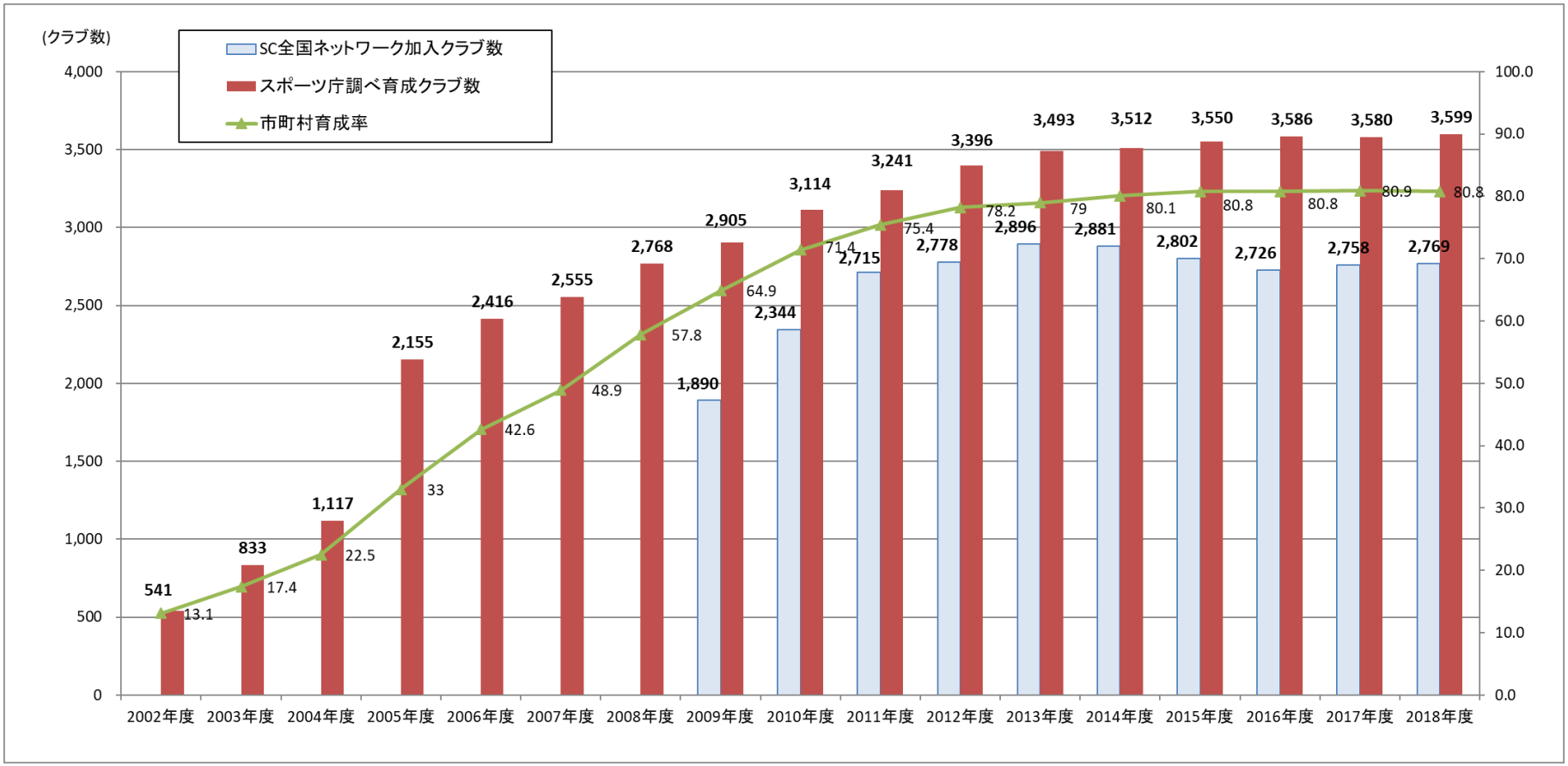

SC全国ネットワーク：「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」の通称

１－３　総合型クラブの現状

○育成数

3,599（全市区町村1,741の内、1,407市区町村（80.8%）で育成）

○会員数

約7割(66.4%)のクラブは300名以下　総数は240万人と推定＊

○年間予算

約4割(35.0%)のクラブは100万円以下

約2割(19.9%)のクラブは1,000万1円以上

○会費月額

約5割(51.5%)のクラブは200円以下

約1割(14.9%)のクラブは1,001円以上

○活動拠点施設

公共スポーツ施設が49.8%

学校体育施設が37.9%

公的施設が活動拠点

スポーツ庁「平成30（2018）年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」を基に日本スポーツ協会作成

＊上記調査を基に日本スポーツ協会が推計

２－１　第2期スポーツ基本計画／概要

スポーツ基本計画

平成 29 年 3 月 24 日
文部科学省

■概要

〇スポーツ基本法に基づき策定。
〇2017年4月～2022年3月の5年間における重要な指針。

■ポイント

〇具体的施策が165（第1期計画）から139に絞られた

〇主語の明確化
国が直接行うものは「国は、〇〇する。」とし、国だけではできないものでも「国は～を通じて～する」等と記載することを基本としている。

〇数値を含む成果指標が8（第1期計画）から20へ増加

■総合型クラブに関して特に注目しているポイント

➡数値を含む成果指標20の内、5つが総合型クラブに関する内容

〇総合型クラブの登録・認証等の整備（47都道府県）
〇中間支援組織の整備（47都道府県）
〇PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（37.9%→70%）
〇地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加（18.4%→25%）
〇総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）

２－１　第2期スポーツ基本計画「第3章１（２）②総合型地域スポーツクラブの質的充実」／①

［施策目標］

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして，総合型クラブが持続的に地域スポー　ツの担い手としての役割を果たしていくため，クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに，総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに，地域に根ざしたクラブとして定着していくため，総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

［現状と課題］

- 平成28年７月現在で，総合型クラブは3,586クラブが，全市区町村の80.8％に育成されており，会員数は全国で約130万人以上である。（平成27年度現在）
- 自己財源率が50%以下のクラブが43.5％，ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Action）サイクルが定着していないクラブの割合は62.1％である。
- 行政と連携して地域の課題解決に取り組んでいる総合型クラブの割合は18.4%（平成27年度現在）。総合型クラブの認知度は31.4％（平成24年度調査※14）である。総合型クラブが地域から求められる役割を果たし地域に定着していくことが課題となっている。
- 総合型クラブへの支援については，広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが，役割分担及び連携体制等について十分に整理されてこなかったため，現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない。
- 創設されるクラブ数の減少に伴い，支援の中心が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援に移行してきている状況も踏まえ，各支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築等を図ることが課題となっている。

２－１　第2期スポーツ基本計画「第3章１（２）②総合型地域スポーツクラブの質的充実」／②

［具体的施策］

ア　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し，これに基づき，日体協及び各都道府県体育協会等は，関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する（平成27年度現在0→目標47都道府県）。

イ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会，JSC及び地方公共団体等と連携し，広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。

ウ　イを踏まえ，国，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は，関係団体と連携し，都道府県レベルで中間支援組織※15を整備（平成27年度現在0→目標47都道府県）するとともに，研修会等の開催や先進事例の情報発信等により，PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加（平成27年度現在37.9%→目標70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。

エ　国は，日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し，登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど，総合型クラブの認知度向上を図る。

オ　地方公共団体は，ウにより整備された中間支援組織について，例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど，中間支援組織の取組を支援し，総合型クラブの質的充実等を促進する。

カ　国は，JSC及び日体協と連携し，中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成27年度現在18.4%→目標25%程度）を推進する事業を支援することを通じて，総合型クラブの質的な充実を促進する。

キ　国は，日体協，総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し，総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに，市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより，総合型クラブの自立的運営を促進する。

※14（出典）笹川スポーツ財団　スポーツライフ・データ2012

※15 中間支援組織とは，都道府県体育協会等が主体となり，都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。当該組織において，総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて，クラブアドバイザーを配置し，総合型クラブに指導・助言するとともに，弁護士や税理士，中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置することなどを想定している。

出典：スポーツ基本計画

※公開URL　http://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1383656_002.pdf

点検項目３：スポーツ環境の充実（総合型地域スポーツクラブ関係）

【数値目標の進捗】

○総合型クラブの登録・認証制度及び中間支援組織は現在未整備のため、現時点では調査不能
○PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブや地域課題解決に向けた取組を行っている総合型クラブの割合は概ね横ばいであり、目標達成に向けて加速させる必要

【数値目標】	計画策定時（年度）	現時点での最新の値	目標値（2021（H33））
総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を整備している都道府県数	**0都道府県（H28）**	**制度の整備後に調査**	**47都道府県**
中間支援組織を整備している都道府県数	**0都道府県（H28）**	**制度の整備後に調査**	**47都道府県**
PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型地域スポーツクラブの割合	37.9%（H27）	37.6%（H29）	70%
地域課題解決に向けた取組を行っている総合型地域スポーツクラブの割合	18.4%（H27）	18.9%（H29）	25%

【取組状況】

P11～16
○ 平成29年度は、各都道府県において独自に実施している**総合型クラブの登録制度**を有する6県を対象に調査し、**登録要件や運用方法等の制度内容を把握**。

P17
○ 平成30年度は、PDCAサイクルによる総合型クラブの運営の改善を促進するための要件を含む全国統一的な登録要件のモデルを策定し、一部の都道府県において、**「総合型クラブの登録・認証制度」モデル事業による試行**を実施。

【今後の展望】

○ **2020年までに「総合型クラブの登録・認証制度」の全国一斉導入へ向けて、以下の取組を実施**。
・「総合型クラブ登録・認証制度の整備に関する委員会」（仮称）を設置し、基準や運用など登録・認証制度の基本的な考え方や、総合型クラブが地域課題解決に資すること等の制度実施に関する効果を整理。
・「総合型クラブの登録・認証制度」モデル事業により得られた手続上の課題等制度の運用に必要な事項について、制度を整備する日本スポーツ協会と共に検証。

3

出典：「議題（1）第2期スポーツ基本計画の実施状況の検証・評価」配布資料から抜粋
※公開URL　http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/shiryo/1408094.htm

２－２　登録基準に関する考え方（参考）

①総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する提言

（スポーツ庁　総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議　平成28年11月）

Ⅳ．総合型クラブに関する今後の基本的方向性と具体的方策等
３．総合型クラブの自立的な運営に向けた「質的な充実」
（３）登録・認証等の制度の整備
中略

〇登録・認証等の制度における基準については、各都道府県によって総合型クラブの創設に関する経緯や背景等が異なっていること、また、総合型クラブが地域の実情に応じて多様な役割を果たしていることに配慮する必要があるため、活動実態や運営形態、ガバナンス等のうち**最低限の項目については全国共通の基準**を定めるとともに、その他の項目については**各都道府県において地域の実情に応じた基準を定めることができる制度**とすることが考えられる。

②第2期スポーツ基本計画（文部科学省　平成29年3月）

第3章１（２）②総合型地域スポーツクラブの質的充実

[具体的施策]
ア　国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、**総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定**し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。（平成27年度0⇒目標47都道府県）

２－３ 平成29年度スポーツ政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）概要①

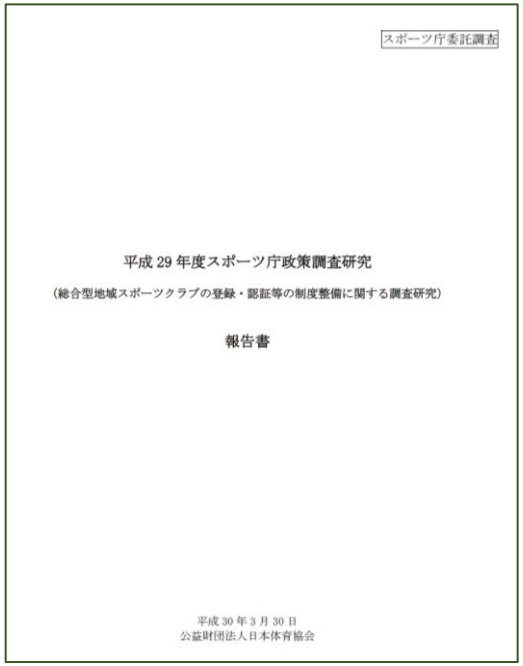
スポーツ庁委託調査

平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究

（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）

報告書

平成 30 年 3 月 30 日
公益財団法人日本体育協会

■調査研究の目的

〇総合型クラブが公的機関・組織とパートナーシップを構築し、地域課題解決を促進させるため、行政等が公的な支援を行うべき対象となる総合型クラブを明確化する必要が生じていることから、一部の都道府県においては、都道府県行政が主体となって登録・認証等の制度を整備するなどの動きが出ている。

〇現状では個々のクラブによって活動実態や運営形態、ガバナンス等の状態が様々であり、公的機関・組織がパートナーシップの構築や支援を行う際の情報、判断基準がないことが阻害要因の１つになっている。

〇総合型クラブが、行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営形態、ガバナンス等についての基準を備えた登録・認証等の制度を整備するために必要な調査を実施した。

※公開URL　http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1404518.htm

■調査内容

調査A	都道府県における総合型クラブに対する登録・認証等の制度について

都道府県において既に整備されている総合型クラブ登録・認証等の制度についての内容や基準及び整備にかかるプロセス等の調査・分析。

文献調査において、登録・認証等の申請から承認までの手続を明確にした上で制度の運用を行っていると認められる都道府県を抽出し、運営主体を「都道府県行政（広域スポーツセンターを含む）」と「都道府県行政以外の団体」に分類し、それぞれ3都道府県、合計6都道府県の関係者（都道府県体育・スポーツ協会、都道府県行政、都道府県総合型クラブ連絡協議会、総合型クラブ）に対してヒアリング調査を実施した。

調査B	総合型クラブ以外の組織・団体における登録・認証等の制度について

総合型クラブ以外の組織・団体における登録・認証等の制度（以下の4制度）について、制度整備のプロセスや手続方法等を調査。

①スポーツ少年団登録制度
②アクティブレジャー認証
③介護予防・日常生活支援総合事業
④その他の登録・認証等制度（ミシュランガイド、食べログ、健康経営格付）

調査C	地域課題の解決などの公益的な取組を実施するために必要となる要素について

平成28年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要のうち、総合型地域スポーツクラブ活動状況調査から「行政からの支援、連携等」8項目、「クラブの特色ある取組」29項目の計37項目について、当該調査の全国値と調査Aにおけるヒアリング対象都道府県（6都道府県）の値とを比較。

■登録・認証等の制度の方向性

1．登録・認証等の基準

（1）「登録」・「認証」の定義

案1	「登録」と「認証」を区分けせず、総合型クラブからの申請に基づき、「登録基準」に合致した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載するとともに、当該クラブに対して、総合型クラブとしての認定証を発行する。
案2	「登録」と「認証」を区分けし、「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、「登録基準」に合致した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。 一方、「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後に、タイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じた認定証を当該クラブに対し発行する。

（2）「登録基準」・「認証基準」の在り方

①「登録基準」について

「多種目」「多世代」「多志向(注)」「地域住民により自主的・主体的に運営」だけでなく、公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するためには、ガバナンスに関する要件・基準は基本的な基準として必要と思われる。

なお、要件・基準等については制度の運用主体が地域の実情に応じて基準の適用範囲を判断できるようにすることや、独自の基準を加えることを可能にするなどの対応が求められる。

（注）「多志向」については、調査の前提とした従前国が示している総合型クラブの特徴には含まれているが、今回の調査結果を踏まえ、要件・基準等には含めていない。

分類	要件・基準等
ア）活動実態に関する内容	・多種目（複数種目）の実施 ・多世代（複数世代）を対象 ・適切なスポーツ指導者の配置
イ）運営形態に関する内容	・地域住民主体の運営
ウ）ガバナンスに関する内容	・規約に基づく運営をしている ・年間活動計画の作成 ・年間収支計画の作成

＋ 地域の実情に応じた基準

②「認証基準」について

総合型クラブを活動内容の特徴等によりタイプ別に分ける際の判断基準を示すものとする。なお、タイプごとに設ける「認証基準」は、タイプを明確にした際に別途検討する必要がある。

タイプ例
ア）障がい者スポーツタイプ イ）介護予防・健康増進タイプ ウ）キッズスポーツタイプ エ）学校運動部活動連携タイプ オ）地域活性化推進タイプ カ）その他（地域の実情や社会課題の変化に応じたタイプ）

２．制度がもたらす効果

（１）クラブへの効果

①地域住民に対する認知度向上

国が主体となり登録・認証等を受けた総合型クラブを広報することにより、より一層当該クラブの社会的な認知度向上が図られることが期待される。

②公的機関との連携

都道府県行政と市町村行政との連携を制度上で示すことにより、結果的に登録・認証等を受けた総合型クラブの公益的な取組につながることが期待される。

③クラブの質的充実の促進

登録・認証等を受けた総合型クラブが、行政等との連携により公益的な取組を進めることで、当該クラブの質的充実に寄与するだけでなく、制度の運用主体による事業等を通じたクラブの質的充実も図られることが期待される。

（２）行政への効果

都道府県行政が登録・認証等がなされた県内クラブの活動状況を把握したり、クラブに対する補助事業等を通じて地域課題の解決に向けた取組が促進されるとともに、都道府県行政から市町村行政に対して、総合型クラブとの連携を働きかけるための根拠となることや、都道府県庁内各部署が所管する各種事業と総合型クラブを連携させる際の根拠として活用が可能な制度となることが望まれる。

３．制度の運用体制

（１）運用体制の在り方

日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「SC全国ネットワーク」とワーク」という。）に加入しているクラブ数（2,758※１）は、全国に育成されたクラブ数（3,580※２）の約77%を占め２）の約77%を占める。このことから、新たな登録・認証等の制度は、日本スポーツ協会がSC全国ネットワークをトワークを基盤として整備することが合理的と考えられる。

ただし、SC全国ネットワークにおける加入基準の統一化や、組織運営にかかわる関係者の権利と義務等を明等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要である。

都道府県単位での運用体制の在り方としては、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）という。）が都道府県総合型クラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織内組織とし、その事務局その事務局を担うことが考えられるが、都道府県体協が都道府県協議会と十分協議し、制度に関わる権利と義利と義務等を明らかにするなどガバナンスを確立することが必要である。

市町村単位での運用体制の在り方としては、市町村内に設置された総合型クラブの数自体が少ないことから、とから、当面は、市町村体協が市町村行政と連携し制度の運用体制を構築することが望まれる。

（2）登録・認証等の手続（審査）方法

都道府県単位で行うこととし、その客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体（都道府県体協）が、都道府県行政等第三者を含む会議体「総合型クラブ登録・認証等評価委員会（仮称）」を設置し、当該会議体等において行うことが考えられる。

なお、審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査の2段階とする。

①書類審査

「総合型クラブ・登録・認証等評価委員会（仮称）」は、クラブから提出された各書類を総合的に評価し、その結果を制度の運用主体（都道府県体協）に提供する。

制度の運用主体（都道府県体協）は、都道府県・市町村等行政と連携し、評価結果を当該県内における総合型クラブの活動実態や課題の把握に活用するとともに、各クラブの実状に沿った支援に資することにより、当該クラブの質的充実に寄与することが期待される。

書類審査に必要な書類
ア）基礎情報書類（クラブ概要等） イ）規約・定款等 ウ）役員名簿 エ）クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 オ）クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 カ）クラブ状況の自己チェック結果

②実地審査

クラブから提出された書類内容を実地で客観的に確認することを目的として行う。

（3）登録・認証等の更新手続（審査）方法

更新手続を毎年度行うこととし、その手続きは、登録・更新等の手続（審査）を準用することが考えられる。

２－４　平成30年度スポーツ活動支援事業（総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた支援推進事業）報告書構成概要

■Ⅰ章～Ⅱ章（事業概要等）

○3,599のクラブが育成されるも、近年、創設クラブ数が減少

○行政と連携し地域課題解決の事業を実施しているクラブの割合は16.3%

○個々のクラブによって活動実態や運営形態、ガバナンス等の状態が様々

○公的機関･組織等がパートナーシップの構築や支援を行う際の情報、判断基準がない

総合型クラブが、行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、登録・認証の制度を整備する
登録・認証制度を整備することを目的としたモデル事業を実施

■Ⅲ章～Ⅴ章（モデル事業の実施）

Ⅲ章　制度モデル（案）の策定

○平成29年度調査研究結果※1を基に策定

○日本スポーツ協会総合型クラブ全国協議会に関する諸規程（案）により構成

○「登録に関する制度」と「認証に関する制度」　の2つの制度

※1　平成29年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録･認証等の制度整備に関する調査研究）

Ⅳ章　制度モデル（案）の試行・検証

○「登録に関する制度」

制度モデル（案）を基に、新潟県スポーツ協会と兵庫県体育協会において、県版制度モデル（案）を策定し、各県内3クラブを対象に登録手続（審査）を実施

○「認証に関する制度」

介護予防タイプ認証要項（案）を策定し、2クラブを対象に書類審査を実施

Ⅴ章　制度モデル（案）の試行・検証を踏まえた制度モデルの確立に向けた方向性

○Ⅳ章での試行･検証を踏まえ、「登録に関する制度」と「認証に関する制度」それぞれに確認された課題への対応策を提示

○国が策定した制度の枠組み※2と制度モデル（案）との整合性を確認

※2　総合型地域スポーツクラブにおける登録･認証制度の整備について（平成31年2月12日スポーツ庁）

■Ⅵ章（モデル事業を踏まえた制度モデルの策定）

○Ⅴ章を基にⅢ章の制度モデル（案）を修正し制度モデル（下記の諸規程）を策定

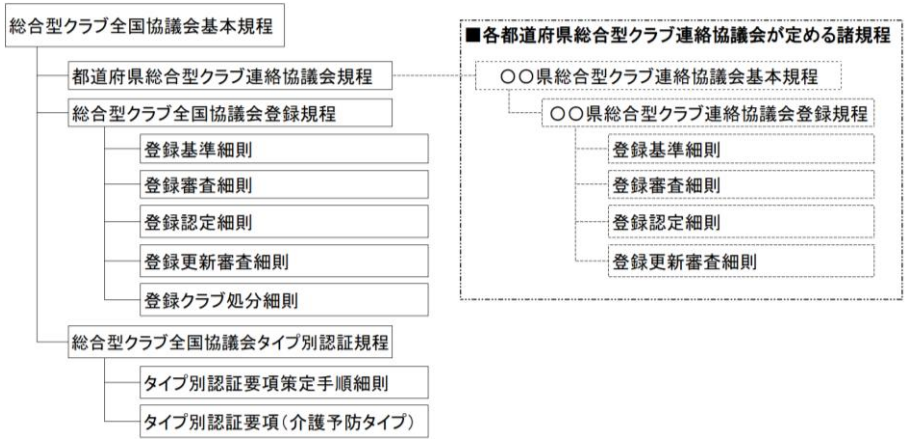

○「登録に関する制度」の整備に要する経費の想定※3

・制度の導入に要する経費（1都道府県当たり）	625,000円～3,727,800円
・制度の運用に要する経費（登録審査に要する1クラブ当たりの人件費）	96,900円～124,000円

※3　Ⅳ章において新潟県スポーツ協会と兵庫県体育協会が実施した試行･検証の結果を踏まえ想定。なお、「認証に関する制度」の整備に要する経費の想定は行っていない（本事業では「認証に関する制度」の案を策定する作業を中心に実施）。

■Ⅶ章（制度モデルがもたらす効果の検証）

○総合型クラブへの効果

行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待

○地域住民への効果

総合型クラブが見つけやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待

○公的機関･関係機関への効果

行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能になること等の期待

■Ⅷ章（制度モデルに基づく制度の整備に向けて）

○制度の整備に当たり各支援主体に求められる役割

日本スポーツ協会、都道府県体育･スポーツ協会、総合型クラブ全国協議会、都道府県総合型クラブ連絡協議会、都道府県行政、市町村行政それぞれに求められる役割を提示

○制度と中間支援組織との関係

都道府県体育･スポーツ協会が、都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携して中間支援組織を担うことが合理的

○制度と学校運動部活動との関係

制度が、学校運動部活動の抜本的な改革に寄与することが重要

○制度の整備に向けた課題

・関係者間で協議する時間を確保する必要性
・都道府県体育･スポーツ協会に対する公的機関からの経費等の支援の必要性
・登録基準に満たないクラブへの対応、紛争処理手続きの確立の必要性　･･･等

２－５ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

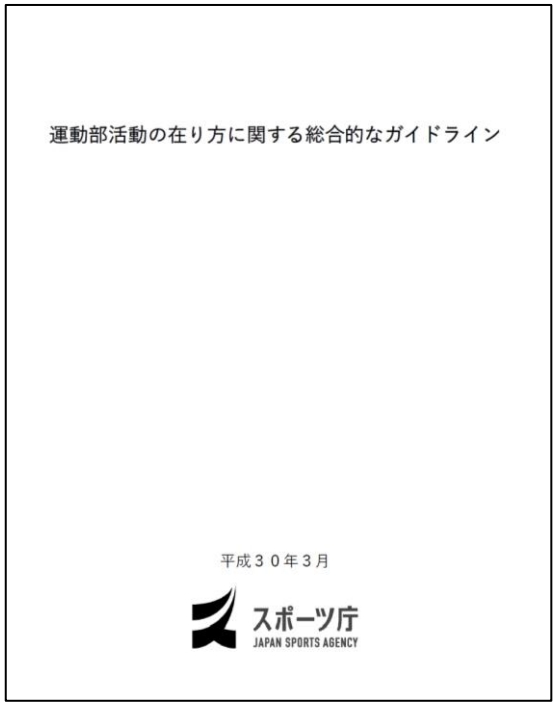

■主な内容

①適切な運営のための体制整備

■それぞれの学校で「学校の運動部活動に係る活動方針」を作成し、活動実績とともに公表する。

■生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の運動部を設置する。

②合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

■生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

■中央競技団体は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を作成し、指導者はそれを活用して合理的、効率的・効果的な指導を行う。

③適切な休養日等の設定

■スポーツ医・科学の観点から、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）

■1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

④生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

■より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、「季節ごとに異なるスポーツ」、「レクリエーション志向」、「体力つくり」などの活動を行う運動部を設置する。

■学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

⑤学校単位で参加する大会等の見直し

■単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、大会の規模もしくは日程等の在り方、外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

出典：日本スポーツ協会「Sport Japan2018/05-06　P41」
赤字下線部は本資料用に強調加工

※参考URL
スポーツ庁HP(運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン)http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm

３－１　日本スポーツ協会の概要／組織紹介①

■創設

1911年（明治44年）

■創設者

嘉納治五郎

■創設趣旨

- 国民の体力向上
- 五輪への選手団派遣

※日本オリンピック委員会（JOC）は1989年（平成元年）に分離・独立

■2018年4月に「日本体育協会」から「日本スポーツ協会」へ名称変更

３－１　日本スポーツ協会の概要／組織紹介②

■特徴

●日本のスポーツの統括団体
（民間非営利組織）
※一部のアマチュアスポーツ及びプロスポーツを除く

●スポーツ推進と国際競技力の
根幹を担う団体

●スポーツの総合大会を主催

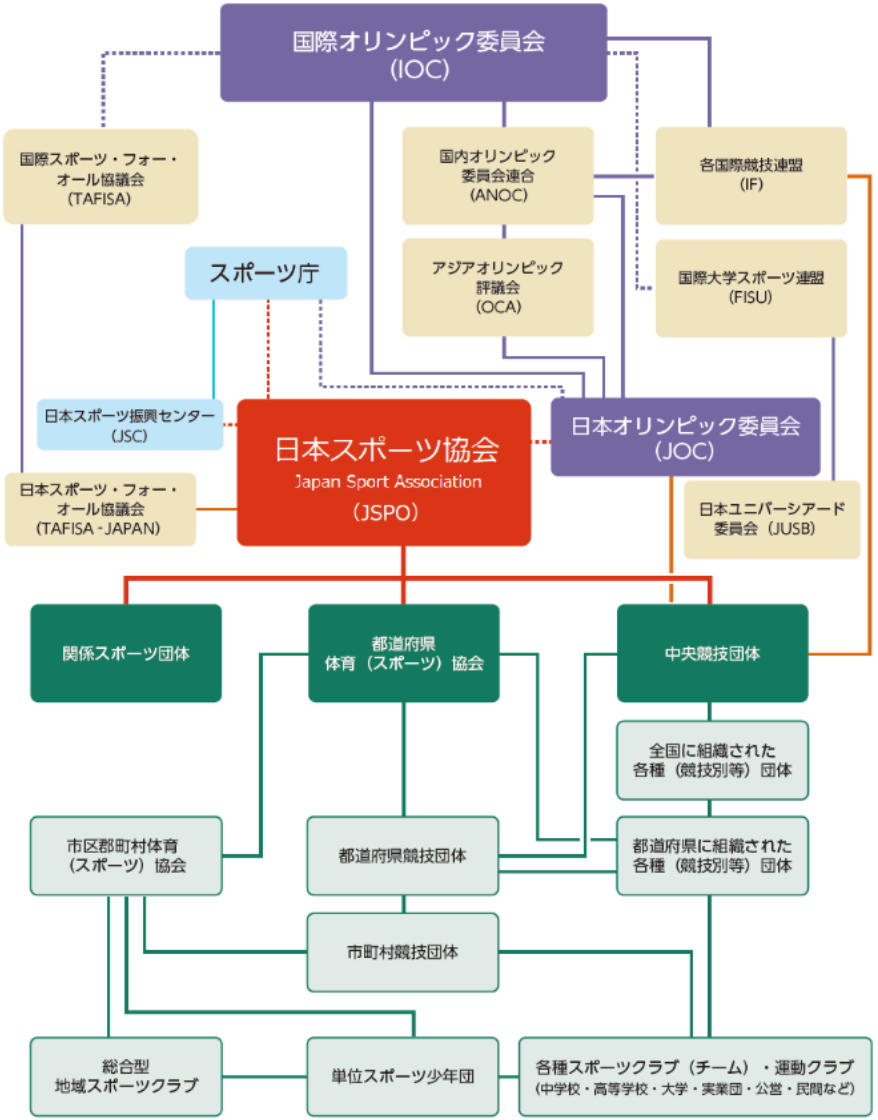

3－1　日本スポーツ協会の概要／地域スポーツ施策の変遷

年	国	備考	日本スポーツ協会
1951（S26）	■「社会体育指導要領」作成 ・市町村が受け持つべき主な任務の一つとしてスポーツクラブの育成が掲げられた		
1961（S36）	■「スポーツ振興法」制定 ・国及び地方公共団体の任務としてスポーツ振興に関する施策の実施を明確化 ・施策の方針として、国民の自発的・自主的な活動としてのスポーツを国民誰もが行えるようにするための、環境条件の整備を図ることを旨とした。	1960年 ゴールデンプラン（西ドイツ）	1962年　スポーツ少年団創設
1972（S47）	■「保健体育審議会」答申 ・自発的なスポーツグループや組織の発達を促進する必要 ・スポーツ教室、スポーツグループに参加する人々の拡大 （国や地方公共団体は、それらに対して積極的に援助する必要）	1964年　東京オリンピック 1975年 みんなのスポーツ憲章 （ヨーロッパ評議会）	
1977（S52）	■スポーツクラブ育成推進事業 ・市町村が行うスポーツクラブ育成事業に対する補助		
1987（S62）	■地域スポーツクラブ連合育成事業 ・市町村が実施する個々のクラブを有機的に結合させた連合組織の育成を促進するための事業に対する補助	1987年 文部省スポーツ課が競技スポーツ課と生涯スポーツ課に分離	
1995（H7）	■総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業 ・住民参加の複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブの育成を目指す先導的なモデル事業として実施	2001年　totoスタート	1997年～2001年 **文科省委嘱** **「総合型地域スポーツクラブ育成モデル地区事業」** **※スポーツ少年団を核とした総合型クラブを育成**
2004（H16）	■総合型地域スポーツクラブ育成推進事業 ・全国的な組織基盤を有する民間スポーツ団体を活用してより効率的な総合型地域スポーツクラブの育成を推進 ・クラブ育成アドバイザーの配置等 **日本体育協会への委嘱・委託**		2004年～2012年 **文科省委嘱・委託** **「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」** **2009年**　総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）設立 **2011年**　「スポーツ宣言日本」策定
2011（H23）	■「スポーツ基本法」制定		
2012（H24）	■「スポーツ基本計画」策定	2015年　スポーツ庁発足	**2013年**　「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」策定 **2015年**　総合型地域スポーツクラブ登録制度の創設に向けた検討を開始
2017（H29）	■「第2期スポーツ基本計画」策定	2020年　東京オリパラ	**2018年**　・「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2018」策定 ・提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」策定

■日本最大の青少年スポーツ団体

■登録団数　：　31,863団（H29：32,170団）

■登録団員数　：　674,494人（H29：694,173人）

■登録指導者数　：　189,809人（H29: 192,966人）

【平成30年度】

■1964年の東京オリンピックが創設のきっかけ

開催2年前の1962年（昭和37年）に日本スポーツ協会創立50周年記念事業の一環として創設

■競技者の育成を主目的とせず、青少年の健全育成が目的

■学校教育、社会教育、家庭教育のうち、社会教育の分野に存在

■登録料に基づく運営

３－１　日本スポーツ協会の概要／事業の構造

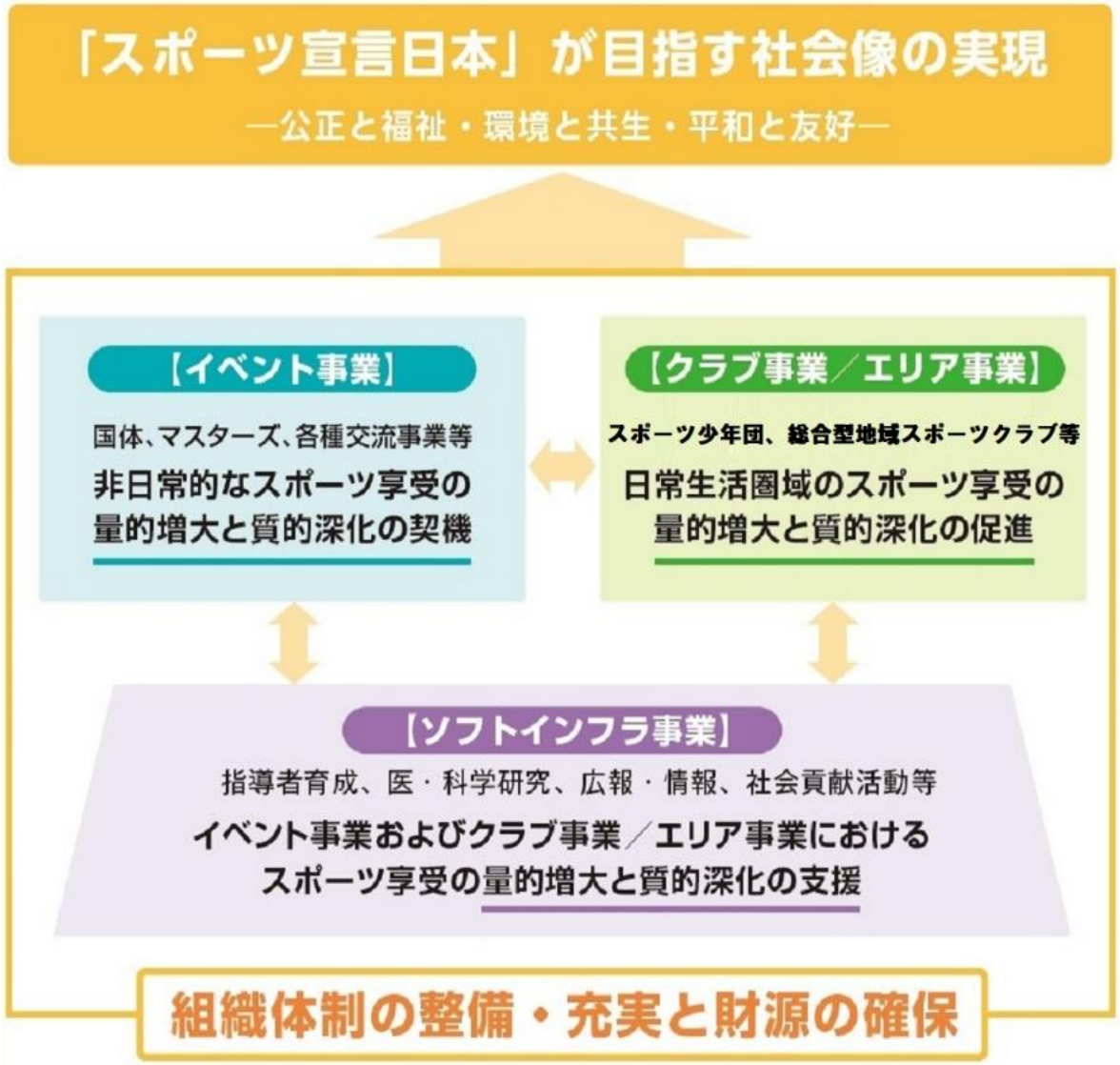

出典：日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018

※公開URL　http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#01

３－２　提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」／策定の背景①

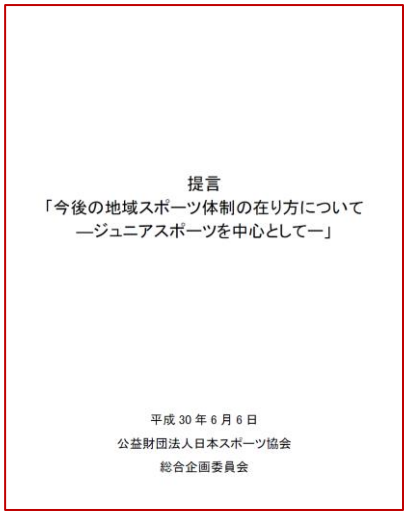
提言
「今後の地域スポーツ体制の在り方について
―ジュニアスポーツを中心として―」

平成 30 年 6 月 6 日
公益財団法人日本スポーツ協会
総合企画委員会

平成30年6月6日策定

■ジュニアスポーツの現状

○小学校卒業後、運動部活動以外でスポーツを継続できる機会（環境）が少ない。
○中学校、高校の運動部活動を何らかの理由で退部した子どもたちの受け皿が少ない。
○少子化により生徒のニーズに応じた部活動自体が成り立たなくなりつつある。

■日本スポーツ協会が目指すべき地域スポーツ体制

子どものスポーツ権の確保を最大の目的として、本会への加盟の有無を問わず、スポーツ団体、スポーツ関係団体との積極的な協調・連携を促進し、**子どもが目的・嗜好・志向・技能等に応じて、自ら行いたいスポーツに親しむことができる環境を整備**する。

※公開URL　http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#04

３－２　提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」／策定の背景②

スポーツ少年団の将来像（2009年）

「地域スポーツクラブとしての発展」
幼児から高校生まで、そしてその保護者までも対象として加え、動きづくりや楽しむスポーツから競技スポーツまでといった、幅広い活動を包含し、その受皿となる。

日本スポーツ少年団「第10次育成６か年計画」
－アクションプラン2017－

「スポーツを通して地域の人々がつながるスポーツ少年団組織の構築」
子どもの成長を支える大人も含む多くの地域住民（子供から大人まで）がメンバーとして集い、スポーツライフを楽しむことができる地域スポーツクラブを目指す。

総合型地域スポーツクラブ育成プラン2018

「スポーツ少年団との連携体制の構築」
各地域の実状に応じて、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の連携促進の議論が具体的に実施される環境を整備する。

教員の長時間労働が社会問題化

学校部活動の指導が教員の長時間労働の一因

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
（スポーツ庁, 2018年）

「４．生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
（２）地域との連携等」
公益財団法人日本体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018

「スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの在り方」
【目標】地域において、多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブの育成が課題となっていることから、子どものスポーツ権の保証を第一義に捉え、中学校運動部活動の地域への移行を見据えながら、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした新たな地域スポーツ体制を検討する等の連携・協働を図る。

提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について
－ジュニアスポーツを中心として－」
（2018年６月）

３－２　提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」／概要①

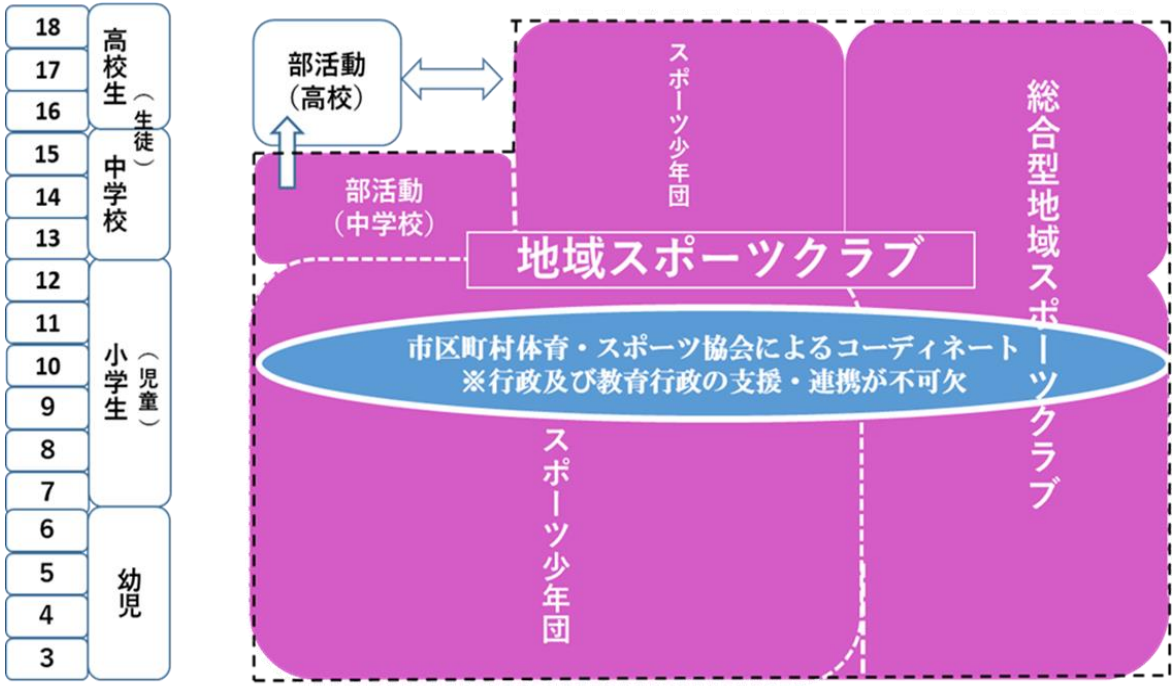

活動の場の具体的なイメージ(P.10)
・参加者の自主性を尊重した活動への転換
・リーグ戦方式の積極的な導入
・多様なスポーツの積極的な導入
・将来のスポーツ指導者の実習の場としての役割

ステップⅢ：中学校運動部活動の受け皿として市区町村体育・スポーツ協会のコーディネートの下での地域スポーツクラブ化（P.9）

ステップⅡ：地域スポーツにおける、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、運動部活動の役割分担(P.8)
　　○期待される効果：子どもたちがスポーツを継続する上での流動性の確保
　　○課題　　：少年団とクラブの連携体制構築、学校との協力体制の確保（含施設開放）
ステップⅠ：スポーツ少年団及び総合型クラブの指導者が外部指導者（部活動指導員を含む）として中学校運動部活動で指導(P.7)
　　○期待される効果：一貫指導・教員の負担軽減
　　○課題　　：事故発生時の免責、平日の対応、指導者の質の担保・量の確保

【ジュニアスポーツの現状】(P.1)
小学校卒業後、運動部活動以外でスポーツを継続できる機会（環境）が少ない。
中学校、高校の運動部活動を何らかの理由で退部した子どもたちの受け皿が少ない。
少子化により生徒のニーズに応じた部活動自体が成り立たなくなりつつある。

３－２　提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について」／概要②

■新たな地域スポーツ体制の創造に必要な取組（P.14～15）

1．スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブを地域スポーツクラブ化するための取組手順

	取組主体
①総合型地域スポーツクラブの統括組織の明確化 （日本スポーツ協会・SC全国ネットワークによる登録制度の確立）	国・ 日本スポーツ協会
②日本スポーツ協会として総合型地域スポーツクラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度の統合	日本スポーツ協会
③市区町村体育・スポーツ協会が①と②に関わり、行政及び教育行政とのコーディネーターとして機能する体制を整備 ※コーディネーターとして機能する体制整備に必要な経費の支弁が必要	国・ 日本スポーツ協会

2．中学校運動部活動を地域スポーツクラブへ移行するための取組手順

	取組主体
①学校施設・大会に係る環境整備	
○中学校の放課後施設開放を強制的に行う法整備	国
○中学生年代大会の再構築（クラブ対抗の大会へ移行する等）	中体連
②教員が地域スポーツクラブに関わるための環境整備	
○教員の兼職を可能とするための法整備	国
③地域スポーツクラブが部活動に関わる際の免責	
○関係するスタッフを国家賠償法の適用範囲とする	国
④部活動に係る地域の指導者に対する必要な経費の支弁	国
⑤生活保護世帯等、移行による受益者負担で影響を受ける世帯への対応	国
⑥青少年が地域スポーツクラブの運営等に主体的に参画することを促すスポーツ教育の促進	国・ 日本スポーツ協会

●ステップⅠの実現に向けて
　➡スポーツ少年団、総合型クラブに関わる指導者への公認スポーツ指導者資格取得の促進
●ステップⅡの実現に向けて
　➡スポーツ少年団登録制度と総合型クラブの登録制度の統合
●ステップⅢの実現に向けて
　➡市区町村体育・スポーツ協会の機能、組織力の強化
法整備・法改正、経費の援助等、国をはじめとする行政の支援が不可欠。

３－３　総合型クラブ登録・認証制度の検討状況

別紙にてご説明します